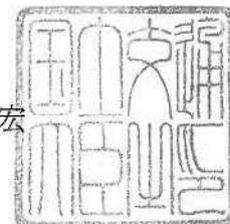


国海総第73号
平成27年5月13日

交通政策審議会
会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第217号

船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について

諮問理由

平成25年10月に、本審議会において、今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法について答申（船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン）をまとめていただいた。この答申を受けて、海上保安庁は毎年度実施計画を作成し、本審議会の下設けられた船舶交通安全部会における審議を経ながら、盛り込まれた施策を鋭意実施してきている。

この答申に盛り込まれた施策のうち、一元的な海上交通管制の構築については、まずは東京湾で導入することとし必要となる施設整備を進めているが、その運用に当たっては、湾内の船舶の円滑な運航の確保及び災害発生時における海上交通機能の維持のため、執るべき措置について検討する必要がある。

また、リアルタイムでの船舶の動静把握等を容易にする船舶自動識別装置（AIS）を活用した航路標識に関する国際ルールの採択や民間の技術力の向上等の船舶交通の状況を踏まえ、航路標識を活用した安全対策の強化のための措置の検討及び現行制度の検証を行う必要がある。

上記の検討を踏まえた制度のあり方について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。